2017年3月27日（月）13:00〜15:00
衆議院第二会館　第一会議室

**「放射能汚染防止法」がなぜ必要か　山本行雄弁護士**

プロフィール；札幌市在住

　　　　　　　「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会の法律アドバイザー。各地で市民勉強会を開催。

著書 「制定しよう　放射能汚染防止法」山本行雄 著 （星雲社）

 （ [https://www.amazon.co.jp/制定しよう-放射能汚染防止法-総理-逃げた後はどうなりますか-山本/dp/443422736X](https://www.amazon.co.jp/%E5%88%B6%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%82%88%E3%81%86-%E6%94%BE%E5%B0%84%E8%83%BD%E6%B1%9A%E6%9F%93%E9%98%B2%E6%AD%A2%E6%B3%95-%E7%B7%8F%E7%90%86-%E9%80%83%E3%81%92%E3%81%9F%E5%BE%8C%E3%81%AF%E3%81%A9%E3%81%86%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%81%8B-%E5%B1%B1%E6%9C%AC/dp/443422736X) アマゾン ）

**「放射能汚染防止法」制定に向けて　3.27院内集会 講演資料から<概要>**

放射性物質は、従来、環境基本法から除外されていました。激甚な公害を経て制定された環境基本法およびそれに基づく大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの個別法により、他の公害要因物質は、環境基準・規制基準の設定と、総量規制、自治体による監視権限、被害者の救済責任などが定められています。

しかし、放射性物質は、原子力を推進するための原子力基本法のもとに置かれた原子炉等規制法などにより、濃度規制が行われるのみで、環境基準や総量規制などは行われず「特別扱い」されてきたのです。

３・１１の後、環境基本法の除外規定はなくなり、放射性物質も環境基本法のもとに置かれるようになりましたが、具体的な規制手法は整備されず、「特別扱い」は続いています。

＜公害規制の法律＞

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染二法（農用地土壌汚染防止法・土壌汚染対策法）←ここを整備するのが公害規制

＜関連する法律＞

廃棄物処理法、循環型社会形成法、環境影響評価法、その他←公害規制法の整備が前提

　前提なしに適用すると汚染容認

大気汚染規制なし、水質汚濁規制なし、土壌汚染規制なし

→規制基準も環境基準もない、公害規制なきゴミ扱い

これが現実化したのが現在の「放射性物質汚染対処特措法」

環境省HP <http://josen.env.go.jp/about/tokusohou/summary.html>

現在の原子力法は、責任なき濃度規制と線量規制があるだけ

「原子力施設」（原子力発電所、再処理施設、廃棄物保管施設、廃棄物処理施設、その他）

１　排出　どれだけの量、排出したか→薄めて捨てれば良い/総量規制なし

→濃度規制　違反に罰則なし

２　被曝　その結果浴びた放射線でどれだけ身体に影響するか

→線量規制　違反に罰則なし

◎あるべき放射性物質の規制基準・環境基準

１大気汚染防止法・水質汚濁防止法

　基本＝出口における総排出量規制

　例）セシウム

　環境基準・規制基準とも「検出されない」とすること。

　（通常運転では排出はない）

　＜量と濃度の両方で規制＞

２適用施設

　原発、再処理施設・廃棄物施設などすべて

　土壌汚染については適用除外規定の削除と除染義務などの整備

被曝段階の規制基準・環境基準

例）規制基準・環境基準に相当する原子力法の数値は

　規制基準＝年1mSv（罰則）

　環境基準＝50μSv（0.05mSv＝1mSvの20分の１）

仮に同じ数値になるとしても公害法は公害法として定めることが必要。

公害被害者として扱われるかどうかは決定的に違う。

確認；以上の規制違反には罰則

　　　放射能汚染が公害である以上当然（ばらまく段階も被曝段階も）

確認；これも当然

　　　公害被害者の権利と国の救済義務

　　　被災者には、国は救済義務があり、被災者には

　　　救済を求める権利がある。公害である以上当然

ここまでのまとめ

汚染にも被曝にも責任を負わない、現在の制度を改め、

放射能汚染を公害として、規制する法律が必要

国に、環境基本法を守らせ、そのための法整備をさせる。

規制基準・環境基準を整備して、汚染を防止し、人と環境を守らせる。

国に、公害被害者である原子力公害被害者の救済義務を果たさせる。

＜やってもやらなくてもよいのではない。

　環境基本法は、国に対して「やれ」と書いてある＞

＜今行われていることは？＞

大気・水質・土壌の汚染規制なし

この前提なしに廃棄物処理法を適用したのが「汚染対処特措法」

8000ベクレルまで廃棄物処理法を適用＝一般の「ゴミ扱い」

その結果、自治体の廃棄物処理・処分施設が、環境基準も

規制基準もない実質「放射性物質の処理施設」になった。

＝希釈・拡散政策を拡大応用した。

更に問題　汚染がれき公共事業利用

現在までの法改正は、公害規制なきゴミ扱い（廃棄物処理法の一部適用

　＝適用除外規定の、更に例外）だけではない

循環型社会形成推進基本法適用！

自治体に推進交付金で受け入れさせる途が開かれた。

＜公害規制なきゴミ扱いをやめさせる必要＞

汚染ゴミの特質と政策＝公害規制の基本視点で整理

１放射性物質の減衰＝長期自然減衰のみ

　順次管理下に置きながら最終的には点に集約

　→50年、100年〜というスパンの課題

２その減衰過程において人と環境を守る

　大気・水・土壌に拡散させない。

３守る方法は自然減衰を時間軸に、土地利用制限（避難地域）、集約管理

　一旦管理下に置いた汚染物は厳重な排出規制

　（規制基準・管理基準・監視・立地規制など）

　例）100Bq目標；土地利用制限・集約・管理＋自然減衰

長期の減衰過程

法制度の使命：この全過程で人間を被曝から守っていく

例）1ミリシーベルトを基礎数値とする居住制限地域の設定

　　100Bqを基礎数値とする長期展望と長期計画

　　自然減衰と組み合わせた希釈・拡散の禁止、集約・管理

　　集約管理施設の公害規制・立地基準

　　居住地域の拡大に向けた長期計画（50年、100年〜）

　　有効な除染の検証と無駄な除染による公共事業化を排除

　　「8000Bq」や「公共事業利用」は、人間を犠牲にし、

　　できもしないことを自然の減衰を待たず、

　　影響がないとする政策

事故由来廃棄物に対する公害規制の具体化

＜大気汚染・水質汚濁の規制前提に＞

１立地規制；居住、学校、保育所、病院、水源地からの距離などの基準

２排出基準；セシウム「検出されない」違反は当然罰則

３常時監視；定期検査は不可

４管理責任；管理責任者の明確化と管理義務違反に対する罰則

５自治体

　　　条例；条例による上乗せ規則（より厳しい規則）

　　　監視；立入検査権など（国の特定廃棄物も）

ちょっと理屈っぽいけど知っておきたこと

＊行政法という分野に「こうせよ（作為）」「こうするな（不作為）」と

　命令できる場合がある。

＊原子力災害特措法の警戒区域指定に伴う立ち退き命令は罰則付命令、

　避難指示は罰則はないが一方的「指示」＝やってやる、やってもらう関係

＊現行被災者支援策（住宅支援＝仮設住宅の代替提供など）もこの「枠組み」。

　避難指示を解除するのだから、後は勝手にしろという政策

　→国がおそれているのは、

　それは違う！被災者には公害被害者としての権利がある！という声が上がる

　こと

国には二重の責任がある

＜その１＞環境基本法による公害被害者救済責任

＜その２＞国の公害加害者責任

その１　公害被害者救済などの責任

放射性物質に環境基本法適用＝ゼロからの出発？

そうではない。国がやるべきことは環境基本法に書いてある！

生存権の確保に基礎を置いて次のような施策を実施する責任（1条）

１基本的責務＝総合的施策策定責任（6条）

２人の健康と生活環境が保全されるように実施する責任（14条）

３被害者救済措置責任（31条）

４法制上財政上の措置責任（11条）

こども被災者支援法は公害法として組み替えよ

放射能汚染による公害被害者救済法として位置付けを明記すること。

避難は公害被害者の権利＝住宅支援は防災法上の「救済」ではなく、

公害被害者の権利

国の公害加害者責任を前提として、具体化し組み替えること。

公衆被ばく線量の根拠法令にならない防災法による20ミリシーベルトは

撤回すること

少なくとも現行法上の公衆被ばく線量１ミリシーベルト基礎として

移住、賠償などを具体化すること

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

（　\*山本弁護士のレジュメでは

　「通常運転では排出はない」ですが、実際には微量排出があります、今後

　　確認したいと思います）